

1-34-01

世子尚質の、清への投誠のために遣わす都通事梁廷瀚等の名簿（一六四九、一一、一三）

琉球国中山王世子尚（質）、投誠の事の為にす。

差遣する官員の姓名は後に開す。

都通事一員 梁廷翰

通事一員 周国盛

火長一員 楊茂

順治六年（一六四九）十一月十三日

1-34-02

世子尚質の、勅書を受け、皇帝と皇后への慶賀のため王舅馬宗毅等を遣わす執照（一六五三、二、二七）

琉球国中山王世子尚（質）、慶賀の事の為にす。

照得するに、順治九年（一六五二）七月内、天使謝必振等の勅書一道を捧齎して国に到るを奉ず。迎え至りて、吉日を択びて八

月初十日、王城に開読し、此れを欽み、欽遵す。此の為に今、特

に王舅・正議大夫・使者・通事等の官の馬宗毅・蔡祚隆等を遣わ

し、杏を齎し表を捧じて海船一隻に坐駕し、任土の方物の金缶一

対共に重さ六十六両六錢八分・銀缶一对共に重さ五十両六錢・細嫩土蕉布一百匹・漂白細嫩土苧布一百匹・細嫩黄色蕉布一百匹・細嫩赤色蕉布一百匹・泥金彩画帷屏一对・満面泥金扇五十把・満面泥銀扇五十把・紅花一百斤・胡椒二百斤・蘇木一千斤を装載し、皇上に進奉し慶賀し、復た金粉匣一对共に重さ七両四錢六分・銀粉匣一对共に重さ七両二錢一分・満面泥金扇二十把・満面泥銀扇二十把・細嫩土蕉布二十四・漂白細嫩土苧布二十四は中宮殿下に進奉せしむ。

差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。仁字第七十五号半印勘合執照を給して存留通事鄭宗善・蔡国器等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅候して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

王舅一員 馬宗毅 人伴十五名

正議大夫一員 蔡祚隆 人伴九名

使者一員 富自盛 人伴七名

都通事一員 王明佐 人伴六名

存留在船使者二員 孫光用 馬時盛 人伴六名

存留在駅通事二員 鄭宗善 蔡国器 人伴六名

管船火長・直庫二員 孫自昌 蘭鮑